

「固定資産の減損に係る地方独法会計基準及び注解」の改訂案
【一般型地方独立行政法人】

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
第1章 地方独立行政法人（ <u>公立大学法人及び</u> 公営企業型 <u>地方独立行政法人</u> を除く。）に適用される固定資産の減損に係る会計基準及び注解	第1章 地方独立行政法人（公営企業型を除く。）に適用される固定資産の減損に係る会計基準及び注解	（対応箇所なし） ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	（対応箇所なし） ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂
第1 本基準の目的及び減損の定義 1 地方独立行政法人（ <u>公立大学法人及び</u> 公営企業型 <u>地方独立行政法人</u> を除く。）に適用される固定資産の減損に係る会計基準（以下 <u>この章において</u> 「本基準」という。）及び固定資産の減損に係る会計基準注解は、貸借対照表に計上される固定資産の過大な帳簿価額を適正な金額まで減額すること及び地方独立行政法人の業務運営状況を明らかにすることを目的とする。	第1 本基準の目的及び減損の定義 1 地方独立行政法人（公営企業型を除く。）に適用される固定資産の減損に係る会計基準（以下「本基準」という。）及び固定資産の減損に係る会計基準注解は、貸借対照表に計上される固定資産の過大な帳簿価額を適正な金額まで減額すること及び地方独立行政法人の業務運営状況を明らかにすることを目的とする。	（対応箇所なし） ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	（対応箇所なし） ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂
第2 対象資産 本基準は、次に掲げるもの以外の固定資産に適用する。 なお、重要性の乏しいものについては、本基準を適用しないことができる。（注1） (1) 「固定資産の減損に係る会計基準」（平成14年8月9日企業会計審議会）を適用すべき地方独立行政法人の業務に係る固定資産 (2) 地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号）第1章地方独立行政法人（ <u>公立大学法人及び</u> 公営企業型 <u>地方独立行政法人</u> を除く。）に適用される会計基準及び注解（以下「地方独立行政法人会計基準」という。）において減損処理に関する定めがある固定資産（注2）	第2 対象資産 本基準は、次に掲げるもの以外の固定資産に適用する。 なお、重要性の乏しいものについては、本基準を適用しないことができる。（注1） (1) 「固定資産の減損に係る会計基準」（平成14年8月9日企業会計審議会）を適用すべき地方独立行政法人の業務に係る固定資産 (2) 地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号）第1章地方独立行政法人（公営企業型を除く。）に適用される会計基準及び注解（以下「地方独立行政法人会計基準」という。）において減損処理に関する定めがある固定資産（注2）	（対応箇所なし） ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	（対応箇所なし） ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂
第7 <u>資産に係る繰延収益</u> 及び長期繰延補助金等を計上している固定資産に係る減損額の会計処理 1 地方独立行政法人会計基準の「第79 運営費交付金の会計処理」、「第81 補助金等の会計処理」及び「第83 寄附金の会計処理」の規定により <u>資産に係る繰延収益</u> を計上している固定資産に係る減損額について、次のように処理	第7 <u>資産見返負債</u> 及び長期繰延補助金等を計上している固定資産に係る減損額の会計処理 1 <u>公立大学法人以外の地方独立行政法人については</u> 、地方独立行政法人会計基準の「第79 運営費交付金の会計処理」、「第81 補助金等の会計処理」及び「第83 寄附金の会計処理」の規定により <u>資産見返負債</u> を計上している	第7 <u>資産に係る繰延収益</u> を計上している固定資産に係る減損額の会計処理 独立行政法人会計基準の「第81 運営費交付金の会計処理」、「第83 補助金等の会計処理」及び「第85 寄附金の会計処理」の規定により <u>資産に係る繰延収益</u> を計上している固定資産に係る減損額については、次のように処	第7 <u>資産見返負債</u> を計上している固定資産に係る減損額の会計処理 独立行政法人会計基準の「第81 運営費交付金の会計処理」、「第83 補助金等の会計処理」及び「第85 寄附金の会計処理」の規定により <u>資産見返負債</u> を計上している固定資産に係る減損額については、次のように処理する

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
するものとする。 (1) 減損が、地方独立行政法人が中期計画等及び年度計画で想定した業務運営を行わなかったことにより生じたものであるときは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上するとともに、<u>資産に係る繰延収益</u>を利益剰余金（法第40条第1項に規定する積立金）に振り替える。 (2) 減損が、地方独立行政法人が中期計画等及び年度計画で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものであるときは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上するとともに、<u>資産に係る繰延収益</u>を臨時利益に振り替える。 (削除)	固定資産に係る減損額について、次のように処理するものとする。 (1) 減損が、地方独立行政法人が中期計画等及び年度計画で想定した業務運営を行わなかったことにより生じたものであるときは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上するとともに、<u>資産見返負債</u>を利益剰余金（法第40条第1項に規定する積立金）に振り替える。 (2) 減損が、地方独立行政法人が中期計画等及び年度計画で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものであるときは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上するとともに、<u>資産見返負債</u>を臨時利益に振り替える。 <u>2 公立大学法人については、「第81 補助金等の会計処理」の規定により長期繰延補助金等を計上している固定資産に係る減損額について、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上するとともに、長期繰延補助金等を補助金等収益に振り替える。</u>	理するものとする。 (1) 減損が、独立行政法人が中期計画等及び年度計画で想定した業務運営を行わなかったことにより生じたものであるときは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上するとともに、<u>資産に係る繰延収益</u>を利益剰余金（独立行政法人通則法第44条第1項に規定する積立金）に振り替える。 (2) 減損が、独立行政法人が中期計画等及び年度計画で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものであるときは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上するとともに、<u>資産に係る繰延収益</u>を臨時利益に振り替える。	ものとする。 (1) 減損が、独立行政法人が中期計画等及び年度計画で想定した業務運営を行わなかったことにより生じたものであるときは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上するとともに、<u>資産見返負債</u>を利益剰余金（独立行政法人通則法第44条第1項に規定する積立金）に振り替える。 (2) 減損が、独立行政法人が中期計画等及び年度計画で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものであるときは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上するとともに、<u>資産見返負債</u>を臨時利益に振り替える。
第8 行政コスト 地方独立行政法人が中期計画等及び年度計画で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額（「第7 <u>資産に係る繰延収益</u>及び長期繰延補助金等を計上している固定資産に係る減損額の会計処理」第1項(2)を除く。）は、その他行政コストに属するものとし、行政コスト計算書において、減損損失相当額の科目により、減価償却相当額の次に区分して表示しなければならない。	第8 行政コスト <u>(公立大学法人を除く。)</u> 地方独立行政法人が中期計画等及び年度計画で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額（「第7 <u>資産見返負債</u>及び長期繰延補助金等を計上している固定資産に係る減損額の会計処理」第1項(2)を除く。）は、その他行政コストに属するものとし、行政コスト計算書において、減損損失相当額の科目により、減価償却相当額の次に区分して表示しなければならない。	第8 行政コスト 独立行政法人が中期計画等及び年度計画で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額（「第7 <u>資産に係る繰延収益</u>を計上している固定資産に係る減損額の会計処理」(2)を除く。）は、その他行政コストに属するものとし、行政コスト計算書において、減損損失相当額の科目により、減価償却相当額の次に区分して表示しなければならない。	第8 行政コスト 独立行政法人が中期計画等及び年度計画で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額（「第7 <u>資産見返負債</u>を計上している固定資産に係る減損額の会計処理」(2)を除く。）は、その他行政コストに属するものとし、行政コスト計算書において、減損損失相当額の科目により、減価償却相当額の次に区分して表示しなければならない。
<注11>減損損失累計額について 減損損失累計額には、損益計算書に計上された減損損失の累計額だけでなく、行政コスト計算書に計上された減損損失相当額の累計額が含まれる。	<注 11>減損損失累計額について 減損損失累計額には、損益計算書に計上された減損損失の累計額だけでなく、行政コスト計算書に計上された<u>(公立大学法人については、資本剰余金の控除項目として計上された)</u>減損損失相当額の累計額が含まれる。	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	(対応箇所なし) ※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂
第11 注記	第 11 注記	(対応箇所なし)	(対応箇所なし)

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
1～3　（略）	1～3　（略） <u>4　公立大学法人が中期計画及び年度計画で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額については、損益計算書の注記において表示する。</u>	※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂	※公立大学法人に適用される会計基準の独立に係る改訂